

「知って得する?」社労士の独り言 第28回

10月1日から変更されたこと

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
 特定社会保険労務士 石川 貢

～「Ⅰ. 最低賃金（地域別）の改正」と「Ⅱ. 健康保険被扶養者の手続きについて」～

Ⅰ. 最低賃金（地域別）の改正

今年も最低賃金改正の時期となりました。神奈川県では、10月1日から神奈川県の最低賃金（地域別最低賃金）を現行の時間額956円から27円引き上げて983円に改正することを決定しました。この上げ幅は、最低賃金を時間給で表示するようになった平成14年以降最大の上げ幅となりました。

【最低賃金のチェック方法】 簡単ですのでチェックしてみてください。

- ① 時給の場合 : 時給 \geq 最低賃金 983 円
- ② 日給の場合 : (日給 \div 1 日の平均所定労働時間) \geq 最低賃金 983 円
- ③ 月給の場合 : (月給 \div 1 か月の平均所定労働時間) \geq 最低賃金 983 円
- ④ ①、②、③が混合している場合 (基本給が日給で手当が月給等):
 - イ 基本給(日給)を、②の方法で時間額を算出
 - ロ 手当(月給)を、③の方法で時間額を算出
 - ハ (イ+ロ) \geq 最低賃金 983 円

<注> 賃金と最低賃金額を比較するときには、次の賃金は賃金の総額に算入しません。

- (1) 精勤・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割り増し手当

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。最低賃金には、地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」があります。

Ⅱ. 健康保険被扶養者の手続きについて

10月1日から国内在住の健康保険被扶養者認定事務が、厚生労働省からの指示により厳格化されました。届書に身分関係および生計維持関係を証明する書類(公的証明書は提出日から90日以内の原本)の添付が必須となります。一部、事業主の確認で証明書の添付が不要とされているものがありますが、後日、調査が入った場合を想定し、提出書類は全部コピーを取っておくことをお勧めします。また、該当される被保険者に対し、申請時に必要となる身分関係及び生計維持関係の書類を準備するよう事前に案内することなどが必要となると考えます。必要な添付書類については下記の添付書類一覧をご参照ください。

なお、この健康保険被扶養者認定事務変更には申請時のことしか書かれていませんが、協会けんぽが毎年8月頃に行う「健康保険の被扶養者の見直し事務」にも影響が出ると考えます。以前に取得された方で別居されている場合は、仕送りの事実を証明する振込および現金書留の控えが必要となると考えますので、予め該当する方に周知しておきましょう。なお、「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務」にかかるQ & Aが日本年金機構ホームページ(大切なお知らせ:健康保険被扶養者の手続きについて)で公開されています。ご参照ください(<http://www.nenkin.go.jp/>)。

<添付書類一覧> 【同居の場合は項番1・2を、別居の場合は項番1・2・3を添付】

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票※1 (提出日から90日以内に発行されたもの)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき※3 ・ 16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・ 振込の場合: 預金通帳等の写し ・ 送金の場合: 現金書留の控え(写し)		・ 16歳未満のとき ・ 16歳以上の学生の場合

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
 ・ 60歳以上の方・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

※被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求められることがあります。